



国際人権活用法講座 第2回

# セクシュアルマイノリティ(LGBTI)と国際人権

弁護士 加藤 丈晴

(札幌弁護士会／日弁連両性の平等に関する委員会 LGBTの権利に関するPT)

# LGBTIと国際人権

- LGBTIの権利は国際人権の歴史の「忘れ物」
  - 国際人権条約の中に明確な位置づけなし
  - トゥーネン対オーストラリア(1994)  
ソドミー法の自由権規約(17条、2条1項、26条)  
適合性が問題 → 「性(sex)」は性的指向を含む
  - ヤング対オーストラリア(2003)  
X対コロンビア(2007)  
同性同士のパートナー関係に事実婚と同等の保障をしないことは性的指向に基づく差別にあたる

# LGBTIと国際人権

- ジョグジャカルタ原則（2006）

国際法律家委員会や元国際連合人権委員会構成員、及び有識者らによる専門家会議で採択。国連組織の文書ではない。

既存の国際人権に関連する規定が性的指向や性自認についてもそのまま適用可能であることを示し、国家や国際機関の義務を法的に明確にしたもの。

法の下での平等、人身の安全、プライバシー、恣意的拘束からの自由、拷問等を受けない自由など。

2017年には「ジョグジャカルタ+10」（YP+10）が採択。

# LGBTIと国際人権

- 「人権、性的指向および性自認」決議（2011、2014）  
国連人権理事会において、僅差で決議（日本も賛成）。2011年の決議は、国際機関として初めて性的指向を人権課題として位置付けた文書。  
2011年の決議は、国連に、①国連人権高等弁務官による人権状況に関する報告書の作成、②国連人権理事会における公式パネル討議の開催を要請。  
2014年の決議は、これを受けてさらに暴力や差別を克服するためのグッド・プラクティスを含めた報告を提出するよう要請。

# LGBTIと国際人権

- 「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議(2016)

この問題を扱う独立専門家の任命を命じ、任命される専門家は、既存の国際人権法の履行状況を評価し、性的指向と性自認を理由とした暴力と差別への認識を促し、各国政府をはじめとするステークホルダーと対話や協議を行うとともに、性的指向と性自認を理由とする暴力と差別への対処に向けた支援のためにアドバイスや技術的支援、能力開発、協力の提供を促進する。

# LGBTIと国際人権

- 他<sub>の</sub>国際機関の活動の活性化
  - 国際労働機関(ILO)  
2012年から「プライド・プロジェクト」を立ち上げ、雇用や労働に関する領域における性的マイノリティの権利保障に向けて各国の調査研究を開始
  - 世界保健機関(WHO)  
2014年、他<sub>の</sub>国際機関とともに、性別の変更のために手術(生殖腺の除去等)を要件とすることに反対する共同声明を発表

# LGBTIと国際人権

- 他<sub>の</sub>国際機関の活動の活性化
  - 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)

LGBTIに対する権利侵害について国家が果たすべき法的義務をまとめた文書“BORN FREE AND EQUAL”(2012)、ビジネスと人権に関する国連指導原則と国連グローバルコンパクトをもとに企業がLGBTIの権利を尊重する指針をまとめた「LGBTIの人々に対する差別への取組み 企業のための行動基準」(2017)を発表。

# LGBTIと国際人権

いまや性的マイノリティの権利保障は、国連の人権施策における主流に位置づけられている



# 国連の動きに対する日本の態度

- 日本はこれまで国連人権理事会の一連の決議にすべて賛成
- 日本はアジアで唯一の国連LGBTIコアグループ(※)のメンバー

※国連加盟国による非公式の地域横断的なグループで、29か国とUNHCR、2つのNGOなどが参加。

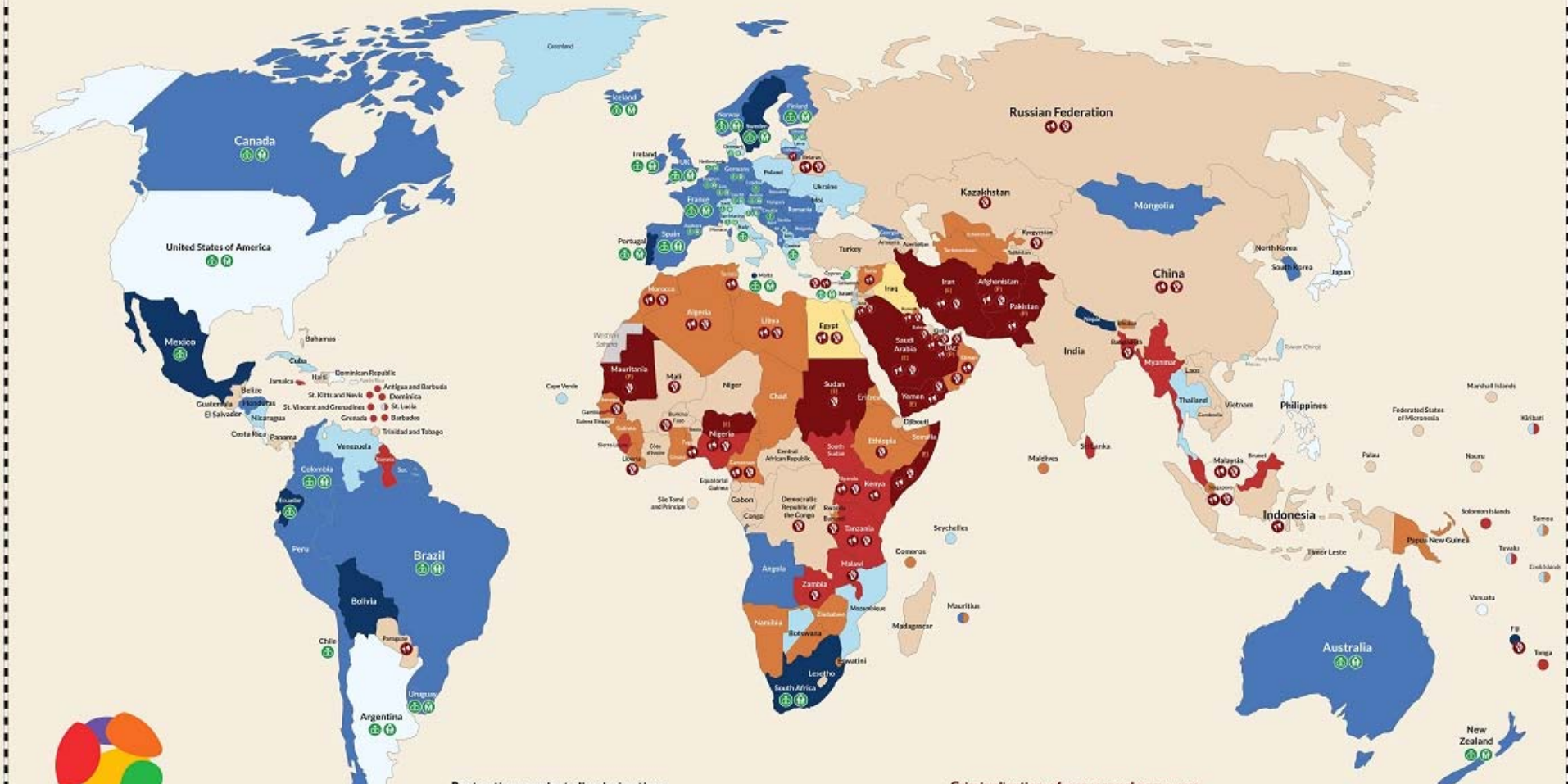


日本は諸外国にくらべてLGBTIの権利保障は進んでいるのか？

# LGBTIをめぐる世界の法制度

## SEXUAL ORIENTATION LAWS IN THE WORLD - 2019

From criminalisation of consensual same-sex sexual acts between adults to protection against discrimination based on sexual orientation



### Protection against discrimination based on sexual orientation

Constitutional Protection	9	Broad Protection	52	Employment Protection	73	Limited/Uneven Protection	8	No Prot. / No Crim.	55
---------------------------	---	------------------	----	-----------------------	----	---------------------------	---	---------------------	----

### Legal recognition of families

- Marriage or other forms of legal union for same-sex couples
- Adoption open to same-sex couples

### Criminalisation of consensual same-sex sexual acts between adults

De Facto Criminalisation	2	Up to 8 Years Imprisonment	31	10 Years to Life in Prison	26	Death Penalty	6 (21 possible)
--------------------------	---	----------------------------	----	----------------------------	----	---------------	-----------------

### Legal barriers to the exercise of rights

- Legal barriers to freedom of expression on SOGIESC issues
- Legal barriers to the registration or operation of sexual orientation related CSOs

The data presented in this map is based on State-Sponsored Homophobia, an ILGA report by Lucas Ramón Mendonça. This map can be reproduced and printed without permission as long as ILGA is properly credited and the content is not altered. [ilga.org](http://ilga.org)

# 日本におけるLGBTIの権利

- LGBTIの権利を保護する法律の不存在
  - ソドミー法などLGBTIの権利を直接制限する法律はないが、権利を保護する法律もない。
  - LGBTIの権利に直接言及する法律は、性同一性障害者特例法のみ
  - 性的指向・性自認に基づく差別を禁止する法律はない(理解増進法VS差別解消法)
  - 同性同士のパートナー関係を保護する法律もない(同性間の婚姻だけでなく、同性間DVへの対応など)

# 日本におけるLGBTIの権利

- 雇用、教育その他社会生活上の差別
  - 性的指向、性自認を理由とした採用拒否、解雇、ハラスメント(SOGIハラ)
  - トランスジェンダー生徒の制服や更衣室、トイレ利用の問題
  - 同性カップルに対する賃貸拒否
- 家族形成の問題
  - 同性間の婚姻、同性パートナーの法的保護の欠如
  - 法的親子関係の形成、生殖補助医療の利用が困難
- トランスジェンダーの性別変更要件の問題
- ヘイトクライム・ヘイトスピーチ

# 日本の現状に対する改善勧告

- 自由権規約委員会(2014)

性的指向及び性自認を含む包括的差別禁止法の制定、実効的・適切な被害救済の実現、啓発活動の強化、被害の防止措置

- 自由権規約委員会(2008)

LGBTIの雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育などに関する差別への懸念、公営住宅法やDV法において異性の事実婚と平等に同性カップルを処遇

- 社会権規約委員会(2013)

同性のカップル等に対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念

# 日本の現状に対する改善勧告

- 女性差別撤廃委員会(2016)  
LBT女性が健康・教育・労働などで受ける差別を是正すべき
- 子どもの権利委員会(2019)  
LGBTIの子どもへの差別をなくし、防止するための措置をとるべき

# 日本の現状に対する改善勧告

- 国連人権理事会・普遍的定期審査(2017)
  - 性的指向・性自認を含む包括的差別禁止法の制定  
(オランダ、ドイツなど多数)
  - 性的指向・性自認に関する国際基準の遵守  
(ホンジュラス)
  - ヘイトスピーチ規制に性的指向・性自認を含める  
(メキシコ、オーストラリア)
  - 性同一性障害者特例法の改正(ニュージーランド)
  - 同性間パートナーシップへの法的保障の実現  
(カナダ・スイス)
  - 同性間DVへの対応(東ティモール)
  - 地方自治体や民間企業における取組の促進(カナダ)

# 同性パートナー関係の法的保護を めぐる世界の動き

2001年にオランダで初めて認められて以降、2019年5月末現在、同性間の婚姻の認められている国は27か国。

直近では2019年5月に台湾がアジアで初めて同性婚を法制化。

婚姻と同等の法的効果を持つパートナーシップ制度を持つ国を含めると、世界人口の2割を超える。いずれの制度も持たない国は、G7では日本のみ。



# 同性間の婚姻と国際人権

- 同性間の婚姻を認めることは、国際人権法上の義務なのか？

## 自由権規約17条

(私生活及び家族生活の尊重を受ける権利)

- 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

→ 性的指向は「私生活の尊重を受ける権利」に含まれる(トゥーネン対オーストラリア)

# 同性間の婚姻と国際人権

- 同性間の婚姻を認めることは、国際人権法上の義務なのか？

## 自由権規約23条

(家族が基礎的な単位として尊重を受ける権利)

- 1 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。
- 2 婚姻をすることのできる年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる。

→ 多様な家族概念を受容することは重要である  
(一般的意見第28)

# 同性間の婚姻と国際人権

- 同性間の婚姻を認めることは、国際人権法上の義務なのか？

## 自由権規約26条 (法の下での平等)

すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。

→ 「性」には性的指向が含まれる(トゥーネン対オーストラリア、ヤング対オーストラリア)

# 同性間の婚姻と国際人権

- 同性間の婚姻を認めることは、国際人権法上の義務なのか？

同性カップルの関係性を家族として尊重すべきことは、自由権規約第17条、第23条及び第26条から要請されている。

が、しかし...

同性のパートナー関係への婚姻許可証発布拒否は、**国家の裁量の範囲内**であり、「婚姻する権利」(規約23条2項)を侵害しない(ジョスリン対ニュージーランド(2002))

# 国際人権法を活用するために

- 国内法の欠缺、判例の少なさ  
LGBTIの人権に関しては、国際人権法の活用範囲は大きい。
- 「外圧」の上手な利用  
日本政府のLGBTI施策は「二枚舌」  
市民社会による監視、情報提供の必要性
- “LGBT Rights are Human Rights”  
性的指向・性自認はすべての人がもつ属性  
「新しい人権」や「特別な権利」ではない

**Do you have  
any questions?**

